

『在庫スイートクラウド（月払）』サービス契約約款

第1条（目的）

『在庫スイートクラウド（月払）』サービス契約約款（以下、「本約款」という）は、株式会社インフュージョン（以下、「当社」という）が提供する在庫スイートクラウドまたはその後継製品（以下、「本ソフトウェア」という）および本ソフトウェアに付随して当社より提供されるサービス（オプションサービスを含め、以下、「本サービス」という）の月払いでの利用について定めるものです。

第2条（申込方法）

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容承諾の上、当社が定める利用申込書に必要事項を記入し、当社が定める方法で当社に提出することで、本サービス利用のための申込を行うものとします。
2. 前項の申込を行い、当社により承認を受けた本サービス利用申込者（以下、「契約者」という）は、申込時に申請したユーザー数の範囲内で、本サービスを利用できるものとします。申請されたユーザー数の範囲を超えたユーザー数で本サービスを利用する場合、また各種オプションサービスの追加を行う場合には、別途当社が定める追加申込書に必要事項を記入の上、当社が定める方法で通知し、追加の申込を行うものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用することとなる全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとします。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該契約者の利用資格を取り消すことができるものとします。

第3条（サービス期間）

本サービスのサービス期間は以下のとおりとします。

- (1)本サービスは、利用申込書受領（当社）が20日までの場合、翌月1日を起算日とします。利用申込書受領（当社）が21日以降31日までの場合、翌々月1日を起算日とします。
- (2)本条(1)の記載にかかわらず、当社の判断により、起算日前に本サービスを提供することがあります。ただしその場合、契約者は起算日前の本サービス利用における本サービス料金の支払義務は発生しませんが、支払以外の事項については、本サービスの利用契約の内容に拘束されるものとします。
- (3)第25条（契約者が行う解約）により、契約者から解約の意思表示を受けた場合、利用終了月末日までに当社は解約の手続きを行います。

第4条（最低利用期間）

1. 初回の月額費用の発生日から起算して1年間を、最低利用期間として定めるものとし

ます。

2. 正式利用申込後、前項の最低利用期間内に契約者の都合により契約の解約がなされた場合には、契約者は前項の最低利用期間中の残余の期間料金に相当する額を、一括してただちに当社に支払うものとします。また、すでに支払い済みの料金がある場合には、当社は契約者に対して払戻しを行わないものとします。

第5条 （利用契約の成立ならびに更新）

1. 本サービスの利用契約は、当社が、契約者から当社の指定する方法により本サービスの申込を受領した時点で成立するものとします（以下、「本サービス利用契約」という）。ただし、下記のいずれかに該当する場合、当社は利用申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。

(1)本サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合

(2)本サービスの申込者が、本サービス利用契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合

(3)その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2. 第4条（最低利用期間）に定める本サービスの最低利用期間満了以降は、当事者のいずれかから別段の解約の意思表示がない限り、更に1ヶ月延長されるものとし、以降も同様とします。

第6条 （契約者の氏名等の変更および地位の承継）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所または居所に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に当社規定の書類を当社へ提出し届け出るものとします。

2. 契約者が、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内に当社規定の書類を当社に提出し届け出るものとします。

3. 当社は、前項の届出があった場合、その契約者またはその契約者の業務の同一性および継続性が認められないと当社が判断した場合、契約者としての地位の承継を認めない場合があります。

第7条 （料金の支払）

1. 契約者は、本サービスのご利用にあたり、自動引落口座の開設が必要です。既に当社への支払に自動引落口座をご使用の契約者は当該口座を使用できます。

2. 自動引落口座開設前は、当社指定の方法により当社指定の金融機関に対して支払うものとします。自動引落口座開設前に新規の申込またはサービス内容の変更の申込があった場合、内容の反映はご入金確認後となります。

3. 契約者は、当社が別途規定する価格表に記載の初期費用および月額費用の3ヶ月分に消費税相当額を加えた額を支払うものとします。なお、個別契約で費用を定めた場合、当

該個別契約が本約款に優先します。

4. 4ヶ月目以降の月額費用の請求は、価格表に規定する期日での口座引き落としにて支払うものとします。

5. 契約者は、カスタマイズやアドオンソフトウェアが発生した場合には、当社が指定する追加初期費用ならびに追加月額費用に消費税相当額を加えた額を支払うものとします。

6. ハンディターミナルなどハードウェアの購入に関しては、納品前にこれを支払うものとします。

7. 口座振込み手数料は契約者負担とします。

8. 月払から年払への支払い方法の変更はできません。

9. 契約者は、料金等の支払いを不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として当社に対して支払うものとします。

10. 契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

11. 契約者は、本サービスのご利用に際して必要となる端末設備等の設定および、技術基準および技術的条件を維持するものとします。なお、当該設定、維持は契約者の責任と費用をもって行うものとします。

第8条（制限および禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

(1)第三者（契約者の業務委託先等、当社が許可した利用者を除きます）に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること

(2)本サービス利用のためのID等の複製、頒布、貸与、第三者への送信、リース、担保設定

(3)同一のユーザーIDを、複数ユーザーで共有すること

(4)本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為

(5)当社および、第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為

(6)公序良俗に反する行為

(7)法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為

(8)本サービスおよび当社が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為

(9)本サービスおよび当社が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為

(10)当社の提供するAPIを利用し、類似の別サービスを展開する行為

(11)当社の提供するAPIを本サービスの目的の範囲を超えて利用する行為

(12)本約款の条項に違反する行為

(13)その他、当社が不適切と判断する行為

第9条（ID等の自己管理および不正使用の禁止）

1. 契約者は、故意、過失を問わず、また本サービス終了の前後を問わず、サービスライセンスキーに関するすべての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。
2. 本約款の条項に違反したサービスライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。

第10条（管理者の選任）

1. 契約者は、必ず管理者を選任し、当社が定める方法で当社に通知しなくてはなりません。
2. 管理者は特定の個人で、本約款に定められた管理責任を負います。また、本サービスの管理・運用上の疑問が生じた場合、当社に対して質問を伝達することができます。
3. 契約者は、管理者が変更となる場合は、すみやかに当社が定める方法で当社に通知する義務があります。

第11条（サポート業務について）

1. 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による回答業務を行います。
2. 当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による不具合復旧業務を行います。
3. 当社は、前二項のサポート業務を国民の祝祭日および当社が予め契約者に届け出た当社の定める休日（当社の年末年始休暇および夏期休暇を含む）を除く、月曜日から金曜日までの9時から12時、13時から17時30分までの間、業務を行うものとします。
4. カスタマイズやアドオンソフトウェアにおいて、検収完了後12ヶ月以内に、納入成果物と開発業務の前提としたシステム仕様書との不一致が発見された場合には、当社および契約者は当該不一致の原因についての協議を行うものとします。協議の結果、当該不一致が当社の責に帰すべきものであると判断された場合には、当社は当該納入成果物がシステム仕様書と一致するように修正を行うものとします。なお、本条により当社が責任を負う期間は、検収完了日から12ヶ月とします。
5. 当社が提供するサービスの詳細は、本約款の他に別紙「基本サービス仕様書」に定める通りとします。

第12条（サポート業務対象除外）

以下に定める事項については、第11条（サポート業務について）に定めたサポート業務の範囲外とします。ただし、有償対応可能な事項については、別途定める価格表に基づき

対応いたします。

- (1)本ソフトウェアの設置場所に出張して行われる診断、復旧作業
- (2)本ソフトウェアを搭載しているコンピュータ、関連機器の引き取り、配達
- (3)本ソフトウェアを搭載しているコンピュータ、関連機器の修理、部品交換
- (4)本ソフトウェアへのカスタマイズやアドオンソフトウェアの提供
- (5)本ソフトウェアへのカスタマイズやアドオンソフトウェアの、最新バージョンへ移植する為の改造や、構築業務、その他関連業務
- (6)本ソフトウェアへのデータ入力作業
- (7)本ソフトウェアへのカスタマイズに関するドキュメントの再発行
- (8)災害などの不可抗力により発生した異常に対する復旧作業
- (9)契約者による故意または重大な過失により発生した異常に対する復旧作業
- (10)営業時間外の復旧作業
- (11)管理者ではない方からの連絡に対するサポート業務
- (12)その他第11条（サポート業務について）の定義に沿わないサービス業務

第13条（仕様変更）

1. 当社は、本ソフトウェアの仕様変更（後継製品リリース、名称変更等を含む。ただし、これに限定されない）にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称の変更を行うものとします。
2. 当社は、契約者に対し、前項の仕様変更を行う際には当社が適当と判断する方法によりその旨通知しますが、仕様変更作業に関しては契約者に承諾を得ない場合があります。

第14条（APIの提供）

当社は契約者に対し、APIを有料で提供致します。なお、APIの仕様等は、別途定めるものとします。

第15条（APIの利用資格）

1. APIの利用に際しては、当社との間で本サービス利用契約を結んでいる必要があります。
2. 本サービス利用契約が終了した場合、APIの利用資格は失われます。

第16条（APIの利用）

1. APIの利用を希望する契約者は、本約款の内容承諾の上、当社が定める方法により申込を行うものとします。なお、当該申込に際しては、第2条（申込方法）の規定を準用するものとします。
2. 契約者は、本サービス利用契約の有効期間中、本サービスの目的の範囲内かつ、本約

款に違反しない限り、当社の定める方法に従い API を利用することができるものとします。

3. 契約者は、自らの責任と費用において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、API の利用に必要な環境を整備するものとします。

4. 契約者は、API の利用において、別途定める利用回数やデータ転送量などが所定の基準を超えて使用できないことに同意いただくものとします。

第 17 条 （API 管理責任者の選任）

1. 本サービスにおいて API を利用する場合には、契約者は、必ず API 管理責任者を選任し、当社が定める方法で当社に通知しなくてはなりません。なお、API 管理責任者は、第 10 条（管理者の選任）にて選任した管理者が兼任できるものとします。

2. API 管理責任者は特定の個人で、本約款上の API に関する管理責任を負います。また、API の管理・運用・技術上の疑問が生じた場合、当社に対して質問を伝達することができます。

3. 契約者は、API 管理責任者が変更となる場合は、すみやかに、当社が定める方法で当社に通知する義務があります。

第 18 条 （API に関する問い合わせ）

1. API に関する新たな質問等の問い合わせは、当社が用意する API 専用の問い合わせフォームからのみ受付けるものとします。なお、当社からの回答は、インターネットメールで行うことができるものとします。

2. 前項の問い合わせは、原則として API 管理責任者（契約者の管理者が兼任している場合を含む）が行えるものとします。なお、当該問い合わせが API に関する事項でない場合または API 管理責任者からの問い合わせでない場合、当社は当該問い合わせに対する回答を行わない場合があることに、契約者または API 管理責任者は、予め同意いただくものとします。

第 19 条 （API の仕様変更等）

1. 当社が必要と判断した場合には、API の仕様を変更することができます。

2. 前項の場合、当社は、事前に契約者の管理者または API 管理責任者に対し、当社が定める方法で通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 本条に基づき当社が行った API の仕様変更により、契約者が作成等したプログラムが正常に稼働しなくなる場合があることに契約者または API 管理責任者は、予め同意いただくものとします。なお、当該仕様変更に伴い、契約者に直接的または間接的に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当該仕様変更作業に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第20条（知的財産権）

1. 本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関する著作権、知的財産権その他一切の有体・無体の財産権は、当社または当社に対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、契約者に譲渡しまたは本約款に定める以上に使用許諾するものではありません。

2. 本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第21条（提供の停止）

1. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 契約者が本サービスの料金の支払いを怠った場合
- (2) 契約者の申込にあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
- (3) 契約者が本約款のいずれかの規定に違反した場合

2. 契約者は、前項によるサービス停止期間中においても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

第22条（提供の中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 当社設備（ソフトウェア、API等のプログラムを含む。以下同様）の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 当社設備にやむを得ない障害が発生した場合
- (3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
- (4) 本サービスが利用する日本マイクロソフト株式会社が提供するクラウドサービス（Microsoft Azure）のサービス提供が中断または中止された場合
- (5) その他、当社が合理的に必要と判断した場合

2. 当社は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に契約者の管理者に当社が定める方法で通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 契約者は、第1項により本サービス提供の中断を受けた場合であっても、当社に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。ただし、1回あたりの連続した中断時間が24時間を超過した場合は、当該超過時間数に相当する料金（各回別かつ24時間

毎に1日とみなし、24時間未満の時間は切捨てとし、1ヶ月を30日とする日割換算）については、支払義務を免れるものとします。

4. スマートフォンアプリ配信元が、本サービスに利用するアプリの配信を停止した場合、関連するサービスは中断されます。本項による中断に関しては、当社はいかなる責任も負わず、契約者が既に支払い済の料金については返還しないものとします。

5. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に直接的または間接的に生じた損害について、第3項の場合を除き、一切の責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第23条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部の提供を制限または停止することができるものとします。

2. 契約者は、前項により本サービスの利用制限または停止の措置を受けた場合、当社に対する当該期間中の料金（1ヶ月を30日とする日割換算）の支払義務を免れるものとします。

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により契約者に直接的または間接的に生じた損害について、第2項の場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第24条（サービスの廃止）

当社は都合により本約款に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、当社は契約者に対し当該廃止の日より3ヶ月以上前に当社のホームページその他当社が提供する手段によりその旨を通知するものとします。

第25条（契約者が行う解約）

1. 契約者が本サービス利用契約の解約（ユーザー数の減少やオプション解約を含む）を希望する場合は、当社が定める解約申込書に必要事項を記入の上、契約終了月の前月の10日までに当社が定める方法で当社に提出し通知することにより、契約終了月で当該契約を解約することができます。ただし、最低利用期間中の解約については第4条（最低利用期間）の定めに従うものとします。

2. 契約者が当社に支払った利用料金については、第22条（提供の中断）第3項および第23条（利用の制限）の場合を除き返還しません。

3. 当条項に基づき本サービス利用契約が解約された場合、当社システム内に保管された

契約者のデータは削除されます。必要な場合は、契約者が自己の責任と費用をもって当該データを保存するものとします。

第26条（当社が行う解約）

1. 当社は、第21条（提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止期間中にその事由を解消しない場合は、本サービス利用契約を解約することができるものとします。

2. 当社は、契約者に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに本サービス利用契約を解約することができるものとします。

(1)破産、特別清算、民事再生、または会社更生の申立てをなし、または他からその申立てをなされたとき

(2)仮差押、仮処分、競売または滞納処分による差押を受けたとき

(3)小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

3. 当社は、第24条（サービスの廃止）の規定により本サービス利用契約を解約するときは、契約者に予めその旨を当社が定める方法で通知します。なお、当該契約の解約に伴う請求については第4条（最低利用期間）第2項の定めに従うものとします。

第27条（責任の制限）

1. 本ソフトウェアおよびAPIの修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証いたしません。

2. 当社は、契約者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接のおよび間接的損害について理由の如何を問わず一切の責任を負いません。ただし、契約者がサービスを利用できない原因が当社の故意または重過失に起因する場合はこの限りではありません。

3. 契約者が、本サービスの利用により第三者（他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず当社にいかなる責任も負担させないものとします。ただし、第三者の損害が当社の故意または重過失に起因する場合はこの限りではありません。

4. 当社は、当社システム内に保管された契約者のデータ等に対して、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。ただし、契約者のデータが当社の故意または重過失に起因して消失、毀損等した場合はこの限りではありません。

5. サービス提供について当社が損害賠償責任を負う場合、賠償すべき額は過去1年間に契約者が当社に支払った該当サービスの利用料金を上限とします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに本サービス利用契約を

解約することができるものとします。

- (1)暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2)自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3)当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- (4)自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- (5)自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

2. 当社は、前項により本サービス利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第29条（約款の変更）

当社は本約款の条項の内容を変更することができるものとし、本約款の条項の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の約款の条項によるものとします。また、本約款の条項を変更する場合、当社は、契約者に対し、変更内容および効力発生日等を当社のホームページその他当社が提供する手段により当該変更の内容について通知するものとします。なお、効力発生日以降、契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は本約款の変更に同意したとみなされます。

第30条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に際し契約書等から取得した契約者の個人情報を法令および当社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護いたします。
2. 当社は、契約者の個人情報を下記の目的で使用いたします。
 - (1)クラウドサービス等の各種サービスの提供のため
 - (2)入会、退会、コース変更・更新、停止、解約、サービス追加等の会員管理のため
 - (3)請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
 - (4)サービス提供する上で必要な情報等を会員にお届けするため
 - (5)当社ヘルプデスクにお問い合わせいただいた際の本人確認のため
 - (6)現在ご提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため
 - (7)ウェブサイトの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるようウェブサイトを改良するため
 - (8)営業活動において、お打ち合わせ、商品ご紹介などでご訪問させていただくため

(9)当社の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため

3. 当社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。

4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

(1)予め契約者の同意が得られている場合

(2)法令に基づき開示しなければならない場合

(3)人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

(4)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(5)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 当社は、本サービスを提供するために必要な場合に限り、契約者へ個人情報の開示を求めることができるものとします。

第31条（秘密保持）

1. 契約者および当社は、次の各号に定める情報（以下、「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏えいさせず、本サービス利用契約遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用しないものとします。

(1) 相手方から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した、技術上または営業上の情報

(2) 契約者が本サービス内に登録した情報

2. 前項の規定にかかわらず、情報を受領した者（以下、「被開示者」という）は、自己または関係会社の役職員、契約者又は当社の業務委託先もしくは弁護士、会計士または税理士等、法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、被開示者の責任において必要最小限の範囲に限り秘密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、当該要請があった旨を遅滞なく相手方に書面にて通知を行った場合には、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。

3. 被開示者が次の各号の情報に該当することを証明できる場合には、当該情報は秘密情報の対象外とします。

(1) 開示の時点で既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報

(2) 開示後、被開示者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

- (3) 開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 被開示者が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した情報
 - (5) 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報
4. 本条は、本サービス利用契約終了後も3年間は引き続き効力を有するものとします。

第32条（準拠法および紛争の解決）

- 1. 本約款は、法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- 2. 本約款および個別契約に定めのない事項、またはこれらに関連して生じた疑義については、当社および契約者は誠意をもって協議の上、解決をはかるものとします。
- 3. 当社および契約者は、前項の協議にもかかわらず、解決が得られなかった紛争については、横浜地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（発行日）

この約款は2023年11月1日より効力を発するものとします。

在庫スイートクラウド 基本サービス仕様書

この仕様書は在庫スイートクラウドの保守サポートサービスに関する基本的な内容、方法について記述したものです。なお、本サービスにおいては、契約者側でサーバー内部の設定情報の改変等を行う事はできません。もし、そのような事態が発覚した場合には、サービスの利用契約を解約することがありますので予めご了承下さい。

●サービス内容

システム提供時間

24 時間 365 日

ヘルプデスク提供時間

当社営業日 9:00-12:00 13:00-17:30

サービス内容（詳しくは約款をご確認下さい）

(1)ヘルプデスク

当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の管理者に対する操作方法および質問・問い合わせについて、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による回答業務を行います。

(2)システム不具合対応

当社は、契約者の管理者より報告をうけた不具合について、電話、インターネットメール、インターネットを経由したリモート操作による不具合復旧業務を行います。

(3)サーバーメンテナンス情報の通知

当社は、契約者の管理者に対して、メンテナンス等で本サービスが中断される際は、事前に契約者の管理者に対しインターネットメールにて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

●サーバーについて

使用サーバー

サーバーに **Microsoft Azure** を使用しています。**Azure** 利用サービスは以下の通りです。

- ・ Cloud Services(東日本)
- ・ SQL Database(東日本)
- ・ Storage(東日本)
- ・ Virtual Machines(東日本)

なお、サーバーの冗長化とデータ保護、サーバー監視と障害対応は **Microsoft Azure** に依存します。

サービス障害最新情報

「Microsoft Azure サービスダッシュボード」でサーバー障害の最新情報が確認頂けます。
<http://www.windowsazure.com/ja-jp/support/service-dashboard/>

暗号化アルゴリズム

- ・ SSL/TLS 256bit

暗号化アルゴリズム（モバイルオプション）

- ・ AES 暗号化

●サーバー障害発生時の対応

当社での対応

サーバー障害が疑われる場合、運用者向けの Microsoft Azure 管理画面で実際に利用しているサービスの運用状況を確認し、結果を契約者の管理者に連絡致します。また、必要に応じて当社環境からログインの確認を行います。

お客様での対応

まずは回線の確認の為、他のサイトが閲覧できるか確認してください。

次に、他の PC や他の拠点でも本サービスが利用できないのかご確認下さい。

複数の拠点で本サービスを利用できない場合は、当社にお問い合わせ下さい。

なお、「Microsoft Azure サービスダッシュボード」にて、利用サービスの状況をご確認頂けます。

●各種連絡先

サポート受付および、サービス内容に関するご質問などのお問い合わせを受け付ける為の窓口は以下の通りとします。

なお、ご連絡は、契約者の管理者からとさせていただきます。

お問い合わせ内容	問い合わせ方法	連絡先	受付時間
・ 技術的なご質問 ・ 障害問い合わせ	e-Mail	support@infusion.co.jp	24 時間 365 日

*当社営業日は以下のページでご確認頂けます。

<https://infusion.co.jp/company/#calendar>

2023年11月1日
株式会社インフュージョン